令和４年度　宮崎県歯科保健推進協議会　次第

日時　令和４年 10 月 12 日（水）
　　午後１時 30 分から午後３時まで
場所　県庁防災庁舎４階 42 号室

１　開会

２　あいさつ

３　報告

（１）令和３年度宮崎県の歯科保健事業の取組　（資料１）

（２）令和４年度宮崎県の歯科保健事業の取組　（資料２）

４　協議

（１）第３期宮崎県歯科保健推進計画の策定について　（資料３-1、3-2、参考資料）

（２）宮崎県歯科保健推進計画達成度評価にかかる調査概要ついて（資料４、５）

① 学校における歯科保健指導実施についてのアンケート調査

② 高齢者及び障がい児者福祉施設における歯科保健に関するアンケート調査

③ 宮崎県歯科医療機関患者調査

５　その他

６　閉会

令和４年度 宮崎県歯科保健推進協議会 出席者名簿

所　　属	職　　名	氏　　名	備考
宮崎県歯科医師会	専務理事	黒木　康夫	
宮崎県医師会	常任理事	荒木　早苗	欠席
宮崎県薬剤師会	副会長	榎園　勝	代理 事務局長 宮島一成
宮崎県歯科衛生士会	会長	近藤　泰子	
宮崎県栄養士会	会長	酒元　誠治	
宮崎歯科福祉センター	担当理事	柿崎　陽介	
宮崎県市町村保健活動連絡協議会	理事	濵砂　美貴	（西米良村）
公募委員	委員	内山　涼子	
実務者会議代表	会長	佐野　裕一	（宮崎県歯科医師会）

委員以外の出席者

所　　属	職　　名	氏　　名	備考
宮崎県老人保健施設協会	事務局長	川越　康史	
宮崎県福祉保健部 障がい福祉課	障がい者 ・就労支援担当主幹	前田　裕和	
宮崎県福祉保健部 長寿介護課	施設介護担当 主幹	前口　浩二	
宮崎県教育委員会 スポーツ振興課	課長補佐	宮本　武郎	

事務局

所　属　・　職　名	氏　　名
宮崎県福祉保健部健康増進課　課長	市成　典文
〃　課長補佐（技術）	益留　真由美
〃　主幹	森木　大輔
〃　健康づくり・歯科保健担当　主幹	井手　香
〃　健康づくり・歯科保健担当　技師	長倉　千花
〃　〃　歯科衛生士	佐竹　あすか

宮崎県歯科保健推進協議会設置要綱

平成２３年９月１５日
福祉保健部健康増進課

（目的）
第１条　県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保持増進に寄与することを目的として、宮崎県歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）
第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議し、その推進に努めるものとする。
（１）県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関すること。
（２）宮崎県歯科保健推進計画に関すること。
（３）国の８０２０運動推進特別事業に関すること。
（４）その他歯・口腔の健康づくりの推進に必要な事項に関すること。

（組織）
第３条　協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）
第４条　協議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）
第５条　協議会の委員の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。
２　委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第６条　協議会は、福祉保健部長が招集する。
２　協議会の議長は、会長が務める。
３　会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（実務者会議）
第７条　協議会は、必要に応じて実務者会議を置くことができる。
２　実務者会議に関する必要な事項は、別に定める。

（庶務）
第８条　協議会及び実務者会議の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。

（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会及び実務者会議の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。
この要綱は、平成２７年３月１６日から施行する。
この要綱は、平成２９年１月３０日から施行する。
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
この要綱は、令和３月４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

所属
宮崎県歯科医師会
宮崎県医師会
宮崎県薬剤師会
宮崎県歯科衛生士会
宮崎県栄養士会
宮崎歯科福祉センター
宮崎県市町村保健活動連絡協議会
公募委員
実務者会議代表